

## 第5回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年5月8日（月）
- 2 開会日時及び場所  
平成29年5月8日（月） 午後1時58分  
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年5月8日（月） 午後3時06分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
14番 吉田 良一	15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸
24番 草野 定	28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳
34番 馬場 保	36番 川内 幸徳		

(2)欠席者（なし）

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第1号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する申出の取り下げについて
- 日程第3 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の

利用関係の調整に関する手続き規定に基づく調整委員の指名について

日程第8 議案第35号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

日程第9 議案第36号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

---

午後1時58分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部長に開会をお願い致します。

○議長（馬場 保君） ただいまから平成29年第5回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、報告第1号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する申し出の取り下げについて、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第33号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第34号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程に基づく調整委員の指名について、議案第35号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第36号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上8件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、16番、森崎委員、18番、内田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する申し出の取り下げについてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（報告第1号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号1番については、農地中間管理事業を活用しての貸借を行うこととなったため、斡旋申し出が取り下げとなっております。各委員さん、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ありません

か。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、これで報告を終わります。

次に、日程第3、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第30号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号1番については、相手方の要望により譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番についてご意見がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号1番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号2番については、耕作利便のため、姉が妹から譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号2番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号3番の審議に入ります。地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号3番については、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号1番の申請地の隣接地を、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号3番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号3番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号4番については、不在地主より譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号4番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号4番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号5番については、譲渡人が新規就農のため、

平成28年12月5日に農地法第3条許可で取得した農地を、体調不良のため農業を続けることが難しくなったため、譲り渡す案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号5番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号5番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号6番の審議について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 議席番号32番、鵜殿です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号6番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号6番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号6番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号7番、8番については、譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 議席番号32番、鵜殿です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号7番、8番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号7番、8番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号7番、8番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号9番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号9番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号9番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号10番については、諫早市森山町の農地3,472平米と、耕作利便のため交換する案件です。諫早市農業委員会には、交換する農地が同時に申請され、先月の総会で許可が下りているということです。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号10番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号10番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号11番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号11番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号11番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号11番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号12番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号12番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号受付番号12番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第31号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。本案件は、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申

請についての受付番号4番、5番の申請地と隣接しているため、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第32号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号4番、5番については、一般個人住宅2棟とそれに付随する道路への転用が計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項及び農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第31号受付番号1番及び議案第32号受付番号4番、5番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 18番、内田です。この進入路ですけど、住宅への進入路ということですけど、これはどの住宅のほうの所有者になられる方の持ち分も全然なくてよかとかなど、将来的にも心配な部分があるんですけど、この辺はどうですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○参事（増富 浩彦君） 今、内田委員が言われたことは、地区調査会で委員さんの方にはちょっとアドバイスのには言うたんですけど、本来は内田委員が言われたように、4条でつくる道路ですね、家が2棟建つようになっておるんですけど、1棟が全く第三者の人に譲る案件で、1戸は息子さんなんですけども、この第三者の人のためにも使う道路であるために、持ち分は持たせる必要があるんじゃないかということでは思っております。4条で道路の転用申請されている方には確認は取って、道路をつくった後、持ち分を持たせるということで確認は一応は取ってはおるんですけど、委員さんたちが、もしこういったケースで相談を受けられたときは、道路に対して持ち分を持たせるようなアドバイスのことを言うてもらえればと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第31号受付番号1番及び議案第32号受付番号4番、5番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第32号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号1番については、申請人は農舎用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。譲渡人が2人いて、土地もそれぞれ1筆ずつ、2筆ありますが、対価が100万円としか書いてませんが、これは2筆で100万円ということでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○参事（増富 浩彦君） そうです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第32号受付番号1番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号2番について、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号2番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号3番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号3番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所より300メートル以内に存在することから第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号3番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号受付番号3番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号4番、5番は、先ほど審議いただきましたので、受付番号6番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号6番について、申請人は、隣地で営んでいる介護福祉施設の職員駐車場への転用を計画されております。申請地は、平成26年9月12日に農振除外がされております。生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号6番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第32号受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号7番について、申請人は、介護老人福祉施設への転用を計画されております。申請地は、平成28年5月24日に農振除外がされております。生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても問題がありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号7番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号受付番号7番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第33号農業経営基盤強化促進法の規程に基づく農用地利用集積計画の決定

についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第33号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第33号に対する質疑を、見開き2ページごとに行います。18ページ17番から20ページ22番は所有権移転による案件、20ページ23番から23ページ36番は農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

まず、15ページから16ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、17ページから18ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、19ページから20ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、21ページから22ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、23ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。お諮りします。議案第33号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第34号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程に基づく調整委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第34号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番についての調整委員の指名でございますが、どなたが適任でしょうか。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

本案件については、農地の所在を考慮し、地区調査会での協議の結果、18番、内田委員と25番、

峯委員を推薦します。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいま、3番、大島委員より、18番、内田委員と25番、峯委員の推薦がありました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、議案第34号受付番号1番につきましては、18番、内田委員と25番、峯委員を指名することといたします。調整委員に指名された両委員には、部会后、通知により報告いたします。

次に、日程第8、議案第35号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第35号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第35号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第35号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第35号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第9、議案第36号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第36号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について事務局に説明を求めます。

○参事（増富 浩彦君） 本案件は、前回の農地部会の審議の時に、事務局のちょっと手違いで、上げてませんでした。追加で今回、上げさせてもらってます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第36号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） この手前は議案に上がらないのですか。

○参事（増富 浩彦君） そこは登記簿地目が山林です。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これだけ残っとる。

○参事（増富 浩彦君） そうです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第36号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後、非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時06分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 5月 8日

議 長

署名委員

署名委員